

国立大学法人琉球大学、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険との包括的連携に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社沖縄支社、株式会社ゆうちょ銀行沖縄エリア本部及び株式会社かんぽ生命保険沖縄エリア本部（以下総称して「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携して取り組むものとする。

- (1) 教育・人材の育成に関すること
- (2) 調査・研究に関すること
- (3) 地域の医療・福祉に関すること
- (4) 地域経済活性化に関すること
- (5) 観光・文化の振興に関すること
- (6) 国際交流の推進に関すること
- (7) 女性の活躍推進に関すること
- (8) その他、目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。
また、具体的な取組内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、
相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。
なお、秘密情報とは、書面、口頭等手段を問わず、秘密情報である旨を相手方に通知した情報をいう。

2 前項の規定にかかわらず、法令に基づく公権力の発動によって相手方の秘密情報の開示を強制される場合、甲又は乙は、当該法令に要求される範囲で相手方の秘密情報を開示することができるものとする。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、開示前に遅滞なく、その旨及び開示の対象となる秘密情報を書面で通知するものとする。

3 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前2項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から翌年の3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月12日

甲 沖縄県中頭郡西原町字千原1

国立大学法人琉球大学

学長

大城



乙 沖縄県那覇市東町26-29

日本郵便株式会社 沖縄支社

支社長

比嘉明男



沖縄県那覇市東町26-29

株式会社ゆうちょ銀行 沖縄エリア本部

本部長

（因）因三



沖縄県那覇市壺川3-3-8

株式会社かんぽ生命保険 沖縄エリア本部

本部長

隅田伸志

